

2019年2月13日

人事院 総裁　一宮なほみ様

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

　議長　平野みどり

国家公務員障害者選考試験第二次選考における合理的配慮の提供についての要望

私たちDPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国96の障害当事者団体から構成され、雇用・労働分野も含めて、社会のあらゆる場面で障害の種別や程度に関わりなく障害のある人もない人も共に生きることができるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて活動しています。

さて、2月３日に人事院から「第2次選考に係る注意事項」が配布されました。このなかで「○採用面接における配慮事項の申出について」では、聴覚障害者に関連する配慮事例としては「筆談又はこれに替わる方法による面接」しか記載がありませんでした。

筆談は情報を的確に伝えるためには十分なコミュニケーション方法ではありません。二次選考の方式は複数の面接官による個人面接がほとんどですので、聴覚障害者が複数の面接官の質問を明確に理解し、面接官に回答を伝えるためには手話通訳や文字通訳など、本人が望むコミュニケーション手段の確保が不可欠です。手話通訳者や文字通訳者は全国各地におりますので、予め手配しておけば配置は可能であり、過重な負担とは言えません。2月末の二次選考に向けていまから準備に取り掛かれば十分実現可能です。

各府省の採用予定機関で、特定の障害者が不利にならないように確実に合理的配慮を提供していただきますよう、下記の早急な対応を要望いたします。

要望事項

1. 各府省の採用予定機関で実施される第二次選考において、聴覚障害者等から要請があった場合は、手話通訳者や文字通訳者を確実に配置してください。